

四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称

四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務

2 業務の目的・概要

老朽化した校舎4棟を解体、改築するものである。工事期間中の学校運営に関しては、本市安並運動公園内に仮設校舎を設置し、屋内運動場およびプールは、同公園内の施設を使用するものとする。

工事期間中、学校敷地内での学校運営は行わないが、給食提供のためスクールミールひがしやまは運営する。また屋内運動場については、別途、設計および長寿命化工事を予定している。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和6年1月31日（約13カ月）

4 本業務の概要

本業務委託は、以下の業務を行うものである。

(1) 四万十市立東山小学校校舎改築事業に係る基本・実施設計

整備予定建物は以下のとおりである。

- ① 校舎 延床面積 3,800㎡程度
- ② 屋外付帯施設
駐輪場、ロータリー、外構（駐車場、門扉、外周フェンス、植栽）ほか
- ③ 上記①から②に係る電気設備一式
- ④ 上記①から②に係る機械設備一式

(2) 四万十市立東山小学校校舎解体工事に係る実施設計

解体設計の対象とする建物は、「5 設計と条件」のとおりである。
アスベスト調査を実施すること。

(3) 仮設校舎に係る実施設計

安並運動公園に設置する仮設校舎は、「5 設計と条件」のとおりである。
駐輪場の設計を実施すること。

5 設計と条件

設計にあたっての与条件は以下のとおりとする。

(1) 敷地の条件

【東山小学校 校舎】

- ① 建設場所 四万十市佐岡 953 番地 1
- ② 敷地面積 21,103 m²
- ③ 用途地域 都市計画区域内、指定なし
- ④ 防火地域 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 60%
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ その他 下水道処理区域でない

【東山小学校 仮設校舎】

- ① 建設場所 四万十市安並 4231 番地ほか
- ② 敷地面積 5,000 m² (広場) 程度、うち仮設校舎設置予定敷地は別添 1 の下図のとおり
- ③ 用途地域 都市計画区域内、指定なし
- ④ 防火地域 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 60%
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ その他 下水道処理区域でない
都市公園区域内であるが、四万十市都市公園条例の改正により、仮設校舎設置可能

(2) 施設の条件

【東山小学校 校舎】

- ① 施設の名称 東山小学校
- ② 施設の用途 小学校(平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第七号第 1 類)
- ③ 施設の延床面積 (計画面積) 3,800 m²程度
- ④ 主要構造・階数

校舎の目標使用年数を 80 年(原状回復等の改修含む)とし、3 階以下とする。

- ⑤ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成 25 年版)」(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号) による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

構造体 II 類

建築非構造部材 A 類

建築設備 乙類

※地震入力補正係数算出時に使用する、敷地の形状に応じた数値は、局所的な

高台を考慮すること。

【東山小学校 解体校舎】

- ① 北校舎 R C造 2階建 延床面積 782 m²
- ② 西校舎 R C造 2階建 延床面積 776 m²
- ③ 南校舎 R C造 1階建 延床面積 774 m²
- ④ 東校舎 R C造 3階建 延床面積 727 m²
- ⑤ 渡り廊下 S造 1階建 延床面積 31 m²

【東山小学校 仮設校舎】

- ① 施設の延床面積（計画面積） 2,600 m²程度（駐輪場除く）
- ② 主要構造・階数
原則、S造2階建（プレハブ建築）
- ③ 必要諸室等 別添4のとおり
- ④ プレハブの仕様等については、契約後、受注者との協議により決定する。

(3) 建設の条件

- ① 事業スケジュール（予定）
 - 令和5年1月 ～ 令和5年3月 仮設校舎設計【本業務】
 - 令和5年1月 ～ 令和5年6月 基本設計【本業務】
 - 令和5年1月 ～ 令和5年8月 解体設計【本業務】
 - 令和5年7月 ～ 令和6年1月 実施設計【本業務】
 - 令和5年7月 ～ 令和5年10月 仮設校舎建設工事
 - 令和5年12月 ～ 令和6年3月 解体工事
 - 令和6年5月 ～ 令和7年7月 校舎・外構工事

- ② 概算予定工事費（税込）
 - 校舎改築 1,562,000 千円（外構含む）
 - 仮設校舎 210,000 千円
 - 既存校舎解体 82,000 千円

③ その他

- (ア) 工事期間中における、スクールミールひがしやまの運用に支障が無いよう、安全対策について検討を行うこと。
- (イ) 次に掲げる関連業務の受注者と協力体制を構築し、業務が円滑に遂行できるよう必要な調整を行うこと。
 - ・地質調査業務（令和5年度実施予定）
 - ・屋内運動場長寿命化事業設計業務（令和5年度実施予定）

(4) 設計と条件の資料

- ・別添1 工事位置図
- ・別添2 東山小学校運用に関連する計画等について
- ・別添3 仮設校舎の必要諸室等
- ・別添4 校内ネットワークの再整備仕様書
- ・参考図 既存校舎配置図および平面図

6 業務基礎条件

- (1) 関係法令に適合した設計とすること。
- (2) 建築及び設備との取合については十分注意を払い、維持管理が容易にできるよう考慮した設計とすること。
- (3) 現地調査を十分に行い、意匠・配置等協議検討を行うこと。
- (4) 将来の設備更新等に対して配慮した設計とすること。
- (5) 環境に配慮した機器の導入を検討すること。
- (6) 事業費の縮減に努めること。

7 設計上の留意事項

- (1) 四万十市産材利用促進方針に沿った計画とし、木の温もりが感じられる施設とすること。
- (2) 使用する木材は、原則、市内産材とし、加工・施工についても、可能な限り市内事業者で行える工法とすること。
- (3) 四万十市ゼロカーボンシティ宣言に基づく、省エネルギー及び環境負荷低減の技術や工夫について、スケジュールおよびコストを考慮し、検討書を作成すること。
- (4) 既存校舎で使用していた設備等を、仮設校舎でも利用するなど、コストの削減を図ること。
- (5) 既存学童施設からの給排水管は、学校施設内から接続させること。
- (6) 駐車場のスペースを、原則、50台以上確保すること。
- (7) 敷地の一部が土砂災害特別警戒区域のため、建物配置や対策を検討すること。
- (8) 関係部署担当者と協議を行った際は、打合せ記録簿により詳細報告を行うこと。
- (9) 諸官庁との事前打ち合わせを確実にを行い、適正な計画とすること。
- (10) 使用する材料・機器等はできるだけ耐用年数の長いものを検討・計画すること。ただし、材質又は機器の性質上、耐用年数が一定年数のものは、将来の維持管理を配慮して選定すること。
- (11) 関連法規等（法律・条令・要綱等）を全て把握し、これらに違反することがないように計画すること。計画段階において、関連する法規等を所轄する関係部署と協議しながら計画すること。

- (12) 設計にあたっては、良好な学習環境に考慮し、対象施設について十分研究を行うこと。

II 設計業務の仕様

1 仕様書の適用

仕様書に記載された特記事項については、○印の付いたものを適用する。

2 プロポーザル方式により受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

3 設計業務の範囲

(1) 標準業務

① 基本設計標準業務（平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別表 2-2）

項目		総合	構造	設備	摘要
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	○	○	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	○	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	○	○	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	○	○	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	○	○	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	○	○	○	
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	○	○	
(5) 基本設計図書の作成		○	○	○	
(6) 概算工事費の検討		○	○	○	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		○	○	○	

② 実施設計（平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別表 2-2）

項目		総合	構造	設備	摘要
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	○	○	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	○	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	○	○	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	○	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	○	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	○	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	○	○	

(4) 基本設計方針の策定	(i) 実施設計図書の作成	○	○	○	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	○	○	○	
(5) 概算工事費の検討		○	○	○	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○	○	○	

(2) 追加業務

項目	内容	適用
積算業務	(1) 積算数量算出書の作成	○
	(2) 単価作成資料の作成	○
	(3) 見積の徴集	○
	(4) 見積検討資料の作成	○
建築確認申請手続き業務	(1) 建築確認申請に係る手続き	○
	(2) 構造計算適合性判定に係る手続き	○
	(3) エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き	○
検討委員会等への説明会等支援業務	以下のとおり	○

■ 検討委員会等への説明会等支援業務

- ① 検討委員会支援業務（3回程度）
 - (ア) 委員会毎の検討課題の整理と進行
 - (イ) 委員会検討資料作成、情報提供
 - (ウ) 委員会議事録作成
- ② 児童ワークショップ支援業務（1回程度、5・6年生を想定）
 - (ア) ワークショップ毎の検討課題の整理とファシリテーション
 - (イ) ワークショップ検討資料作成、情報提供
 - (ウ) ワークショップ検討内容の整理（瓦版の作成等）
- ③ その他基本設計のための必要な支援業務
 - (ア) 上記（1）、（2）業務の取りまとめ
 - (イ) 担当課等との密な連携協議
 - (ウ) すべての打合せ及び協議についての会議録の作成
 - (エ) その他、事務局の運営補助

■ 透視図作成

- ① 外観鳥瞰図 彩色 A3判 基本設計完了時 1葉
- ② 外観図 彩色 A3判 基本設計完了時 1葉
- ③ 内観図 彩色 A3判 基本設計完了時 3葉

(3) 実施設計等に関する業務軽減率

	提供を受ける資料、サンプル、データ、指針等の内容	対象施設
	類似の参考資料等がある場合	
	準拠する設計図書が有り、その一部を利用できる場合	

(4) 難易度による補正

業務	適用	難易度による補正の対象
総合		特殊な敷地上の建築物
		木造の建築物（小規模なものを除く）
構造		特殊な形状の建築物
		特殊な敷地上の建築物
		特殊な解析、性能検証等を要する建築物
		特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く）
		免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く）
		木造の建築物（小規模なものを除く）
設備		特殊な敷地上の建築物
		特別な性能を有する設備が設けられる建築物

4 業務工程

業務工程は原則、以下による。

成果物の種類	期限
仮設校舎実施設計書確定・成果品提出	令和5年3月末
校舎基本設計書確定・成果品提出	令和5年6月末
校舎解体工事に係る設計書確定・成果品提出	令和5年8月末
校舎実施設計書確定・成果品提出	令和6年1月末

5 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

管理技術者は、下記の資格を有し、業務の技術上の管理又は履行の統轄を行うと共に設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- 一級建築士
 - ・ 構造設計一級建築士
 - ・ 建築設備士
 - ・ 設備設計一級建築士
 - ・ 二級建築士

(2) 主任担当技術者

建築（意匠及び構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者をそれぞれ1名ずつ選定し、配置する。

- ① 建築（意匠）主任担当技術者
- ② 建築（構造）主任担当技術者
- ③ 電気設備担当主任技術者
- ④ 機械設備担当主任技術者

(3) 履行体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制(配置予定技術者)により当該業務を履行することとし、原則、変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合は、発注者の了解を得たうえで、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することができる。

6 貸与資料等

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、設計が完了したときは速やかにこれを返却するものとする。

貸与品
・地盤調査報告書（令和4年度実施予定）
・既存建築物設計図（以下のとおり）
東山小学校校舎新築工事（北校舎・西校舎・南校舎）
東山小学校校舎増築工事（東校舎）
東山小学校屋内運動場新築工事
東山小学校プール建設工事
中村市学校給食施設整備事業（スクールミールひがしやま新築）
平成28年度東山小学校区学童保育施設建設工事
平成30年度四万十市立小学校空調整備工事
令和2年度スクールミールひがしやま改修工事
・その他必要資料

7 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

- ③ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等（最新の基準を適用）

特記なき場合は、国土交通省（建設）大臣官房長官室が制定又は監修したものとする。

適用	基準名等	適用	基準名等
a. 共通		d. 設備	
	官庁施設の基本的性能基準	○	建築設備計画基準
	官庁施設の基本的性能に関する技術基準	○	建築設備設計基準
	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	○	公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）
	官庁施設の総合耐震診断・改修基準		
	官庁施設の環境保全性基準		
	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	○	公共建築設備改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
○	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	○	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
	中村小京都まちなみ景観基本計画	○	公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）
○	公共建築工事積算基準		
○	公共建築工事共通費積算基準		
○	公共建築工事標準単価積算基準		
b. 建築		○	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
○	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）		
○	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	e. 設備積算	
○	公共木造建築工事標準仕様書	○	公共建築設備数量積算基準
○	建築設計基準	f. その他	
○	建築構造設計基準		
	建築工事標準詳細図		
	構内舗装・排水設計基準		
c. 建築積算			
○	公共建築数量積算基準		
	公共建築工事積算基準等関連資料		

(3) 調査・打合せ及び記録

- ① 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連携を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 打合せの時期
 - (ア) 業務着手時（方針及び工程等の打合せ）
 - (イ) 基本設計中間時
 - (ウ) 基本設計完了時
 - (エ) 実施設計中間時
 - (オ) 実施設計完了時
 - (カ) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ③ 受注者は、設計着手前に敷地調査を行うこと。なお、整備予定地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、監督職員とその処置について打合せを行う。
- ④ 受注者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。

(4) 提出書類

提出書類	提出時期	備考
業務着手届	業務着手後速やかに	
管理技術者届	業務着手後速やかに	業務計画書に含めても可
業務工程表	契約後14日以内	
業務計画書（設計業務）	契約後14日以内	
再委託承諾申請書	再委託を行う14日以内	
貸与品借用書	貸与品借用後7日以内	
貸与品返還書	貸与品返還時	
業務完了報告書（設計業務）	完了後5日以内	
成果物目録書	完了時	
打合せ記録簿等	完了時及び監督職員の請求時	指示書・承諾書・報告書含む (A4ファイル)

※提出部数は、指定のない限り1部とする。

(5) 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を監督職員に提出すること。業務計画書には次の事項を記載する。

- ① 業務一般事項
- ② 業務工程計画
- ③ 業務体制
- ④ 業務方針
- ⑤ 打合せ計画

(6) 業務の履行に係る条件等

① 成果品の取扱いについて

提出された原図およびCADデータについては、その写しもしくはそのPDFデータを入札に係る資料として、貸与もしくは公開に利用することがある。また、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

② 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ・写真は市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ・次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

a) 写真を公表すること。

b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

③ 引渡し前における成果品の仕様等について

仕様書に提出時期の規定がある場合又は監督職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、市は履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

(7) その他

- ① 関係する法令及び条例等の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督職員の指示によるものとする。
- ② 現地の交通状況等周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について関係機関と十分打合せを行い、監督職員と常に緊密に連絡協議をするものとする。
- ③ 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に

留意するものとする。

- ④ 基本設計時における概算予定工事費の算定にあたっては、類似する複数の物件の工事単価を調査するなど、適格な算定を行うものとする。
- ⑤ 内訳書については、国庫補助金にかかる項目を分けて計上するものとし、項目については市の指示による。
- ⑥ 積算数量計算書は計算ソフト等を使用し、容易に修正可能とすること。また、計算に使用した理論、公式、適用基準並びにその計算過程を明記すること。
- ⑦ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ⑧ 確認申請手続、構造計算適合性判定申請書ほか申請に伴う手数料は原則、市が負担する。ただし、設計の不備による再申請手数料は受注者が負担すること。

8 成果図書

(1) 設計図書等

「別紙1 成果図書一覧」を参考として、監督職員と協議の上、必要となる成果図書を作成・提出するものとする。

作成にあたり材料等の名称は、標準若しくは共通仕様書、日本建築学会、JIS及びJAS等に使用されている名称を使用するものとする。

(2) 設計説明書

成果図書一覧に掲げる設計説明書に下記事項及び監督職員の指示した事項を記入の上、関連する資料とともに監督員に提出するものとする。

適用	項目	適用	項目
○	設計要旨及び設計概要	○	景観計画
○	法令調書	○	色彩計画
○	動線計画	○	外構計画
○	建築計画	○	遊具計画
○	構造計画	○	雨水排水計画
○	設備計画	○	防犯計画
○	防災計画	○	コスト縮減計画(比較表等)
○	サイン計画		
○	工程計画		

(3) 設計図

- ① 基本設計図は、「別紙1 成果図書一覧 (1) 基本設計」に掲げる内容を作成するものとする。
- ② 実施設計図は、「別紙1 成果図書一覧 (2) 実施設計」に掲げる内容を作成するものとする。

- ③ 表示年月日は、提出時の年月とする。
- ④ CADデータは、原則としてJW-CADとし、これに抛り難い場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 工事費内訳書の作成

- ① 工事費内訳書の様式等は、監督職員と協議の上、作成すること。
- ② 用語は仕様書及び設計図と一致させる。
- ③ 編成は、下記を標準とする。
 - (ア) 表紙
 - (イ) 総括表
 - (ウ) 工事別直接工事費内訳書
 - (エ) 共通費内訳書
- ④ その他監督職員の指示によるもの。

(5) 見積書

- ① 専門業者等への見積(以下「業者見積り」という。)に際して、見積り先は市の承諾を得ること。
- ② 提出された見積は整理整頓し、委託の成果品とすること。
なお、本設計業務委託に係る工事の発注年度が、本設計業務委託の履行年度と異なる場合において、関係工事の業者見積りの再徴取が必要となる場合、受注者は、業者見積りの再徴取に協力するものとする。

9 秘密の保持

受注者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに市から提供を受けた関連資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。特に積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

10 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、建築(意匠)主任担当技術者を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

成果物内容

(1) 基本設計

① 一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図面を提出する。)

成果物	製本形態等	備考
建築（総合）		
建築（総合）基本設計図書		
設計説明書	1部	
仕様概要書	設計説明書に含む	
仕上概要書	設計説明書に含む	
面積表及び求積図	A3判 1部	
配置図	A3判 1部	
平面図（各階）	A3判 1部	
立面図	A3判 1部	
工事費概算書	1部	
仮設計画概要書	A3判 1部	
建築（構造）		
構造設計説明書	設計説明書に含む	
工事費概算書	1部	
電気設備		
電気設備設計説明書	設計説明書に含む	
工事費概算書	1部	
機械設備		
機械設備設計説明書	設計説明書に含む	
工事費概算書	1部	
外構		
駐車（駐輪）場計画説明書	設計説明書に含む	
工事費概算書	1部	
その他設備		
各種技術資料	1部	
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ・「構造」「電気・機械設備」「外構」「その他設備」に掲げる成果図書は、「建築（総合）」に掲げる図書に含むことができる。 ・「設計説明書」には、設計主旨、計画概要、各概要書及び図面（縮小）等を含む。 ・全ての成果品は、原則データでも納品する。 ・電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。 		

② 追加業務

成果品	製本形態等
外観鳥瞰図	彩色 A 3判 1葉
外観図	彩色 A 3判 1葉
内観図	彩色 A 3判 3葉
ワークショップ等資料	A 4判またはA 3判
省エネルギー及び環境負荷低減の検討書	詳細は監督職員の指示による。
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての成果品は、原則データでも納品する。 ・成果品は、監督職員の指示により、製本とする。 ・電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。 	

(2) 実施設計

① 一般業務

(以下を参考として、必要となる成果図面を提出する。)

成果物	製本形態等	備考
共通 (設計図)		
共通設計図等		
表紙 図面目録 工事概要 工事区分表 特記仕様書 配置図 面積表・面積計算表 法規チェックリスト	A3二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
建築 (総合)		
建築 (総合) 設計		
仕上表 平面図 立面図 断面図 各部伏図 矩計図 各部詳細図 室内展開図 建具表 家具表 仮設計画図	A3二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
建築 (構造)		
建築 (構造) 設計図		
仕様書 構造伏図 軸組図 各部構造リスト 各部構造詳細図 土質柱状図	A3二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
構造計算説明書	3部	
認定申請書 (資料の作成)		建築物

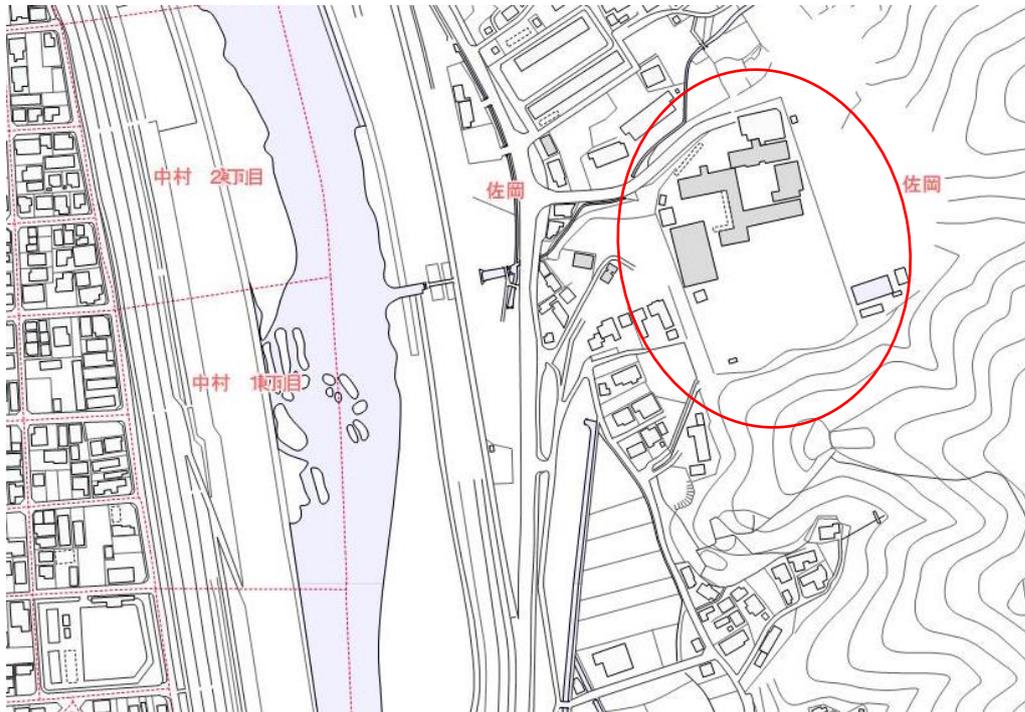
電気設備		
電気設備設計図		
電灯設備 動力設備 受変電設備 各種弱電設備 火災報知設備 構内配電線路 構内通信線路	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
電気設備計算書	1部	
機械設備		
空気調和設備設計図		
空気調和設備 換気設備 排煙設備 自動制御設備	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
空気調和設備計算書	1部	
ガス設備設計図		
ガス設備	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
衛生設備設計図		
衛生器具設備 給水設備 排水設備 給湯設備 消火設備 散水設備	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
衛生設備計算書	1部	
その他		
昇降機設備図	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
外構設備図		
外構計画図 部分詳細図	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	
解体設計図		
意匠図 構造図	A 3 二つ折り製本 3部 CAD・PDFデータ共	・解体工事の設計図面は、貸与する図面を可能な限り使

設備機器リスト 仮設計画図		用し、工事に必要な図面を作成すること。 ・現地調査を行い、現地と既存図との整合性を確認すること。
全体共通		
実施設計チェックリスト	1部	
確認申請図書		
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定されたものを除き、設計図はA3判、その他の計算書や資料等はA4判を基本とする。 ・全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ・建築(構造)の成果品は、建築(意匠)設計の成果品の中に入れることができる。 ・成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ・電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。 		

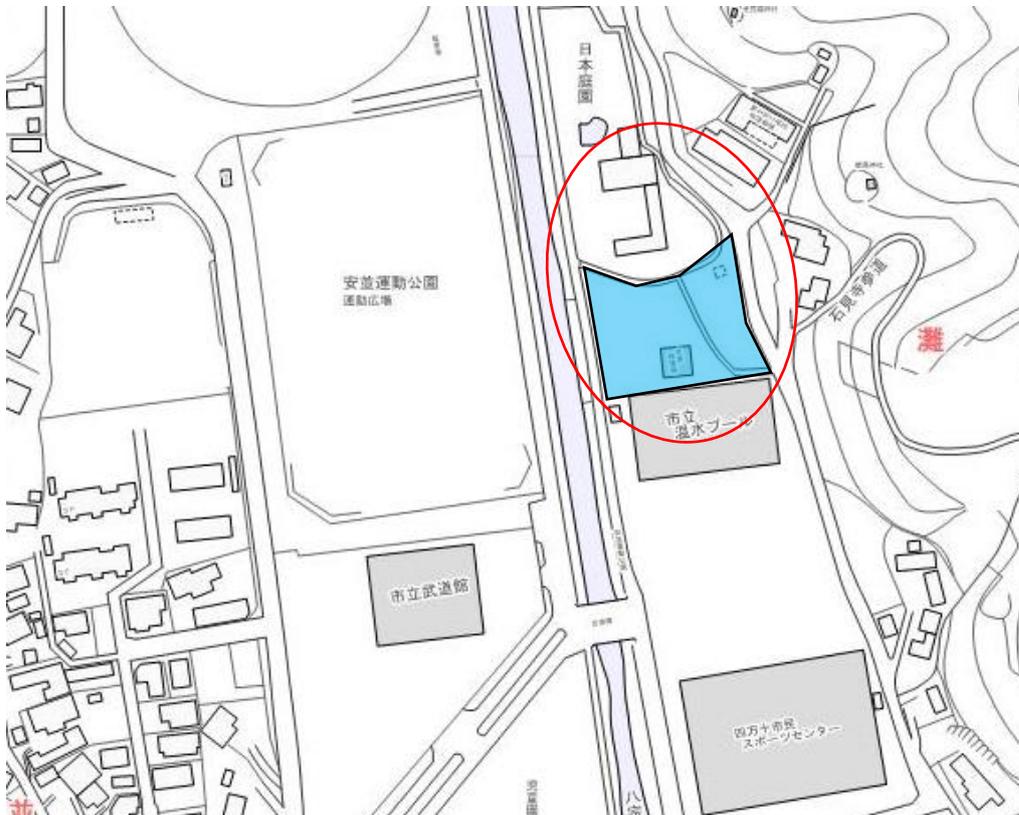
② 追加業務

成果品	製本形態等
積算業務	
建築積算	
工事費内訳書	1部
建築工事積算数量算出書	1部
建築工事積算数量調書 (下地・仕上げチェックリスト含)	1部
見積書等関係資料	1部
電気設備積算	
工事費内訳書	1部
電気設備工事積算数量算出書	1部
電気設備工事積算数量調書	1部
見積書等関係資料	1部
機械設備積算	
工事費内訳書	1部
機械設備工事積算数量算出書	1部
機械設備工事積算数量調書	1部
見積書等関係資料	1部
解体積算	
工事費内訳書	1部
解体工事積算数量算出書	1部
解体工事積算数量調書	1部
見積書等関係資料	1部
アスベスト調査報告書	2部
確認申請手続	2部
各種許認可申請手続	2部
省エネルギー関係	2部
リサイクル関係	1部
概略工程表	1部
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定されたものを除き、設計図はA3判、その他の計算書や資料等はA4判を基本とする。 ・全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ・成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ・電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。 	

別添1 工事位置図
東山小学校校舎敷地



仮設校舎設置予定敷地（安並運動公園内、市立温水プール北側広場）



※青塗範囲内（面積2,300㎡程度、高さ2m程度の盛土造成済）を仮設校舎設置予定地とする。なお、範囲内の相撲場等は撤去済。

別添2 東山小学校運用に関連する計画等について

1 東山小学校の教育目標

「豊かで・かしこく・たくましく」

(1) 目指す学校像

「明日も来たいと思う東山小」

- ・活力ある学校
- ・楽しい学校
- ・けじめのある学校
- ・美しい学校

(2) 目指す児童像

- 人を大切にする子
- 学習にはげむ子
- しっかり生活できる子
- やさしく思いやりのある子
- まじめにがんばる子

2 第2期四万十市教育振興基本計画

(1) 基本理念

- ・ふるさとを愛し 夢と志をもって 未来を切り拓く人材(ひと)の創造
- ・『オール四万十』で学びあい 高めあい つながりあう人材(ひと)の創造

(2) 計画の基本目標

- ・「豊かな人間性」と「生き抜く力」を備えた人材の育成
- ・地域の誇りとなる地域文化の継承
- ・誰もが親しめる生涯学習・スポーツ環境の充実

3 四万十市学校施設の長寿命化計画

(1) 学校施設の目指すべき姿

- ・安全性
- ・快適性
- ・学習環境への適応性
- ・環境への適応性
- ・地域の拠点化

(2) 学校施設整備の基本的な方針等

校舎の目標使用年数を80年としており、竣工後約20年で機能保全・回復のための大規模改造を行い、耐用年数の中間期となる約40年で機能向上のための長寿命化改修を行う。その後、約20年で再び大規模などを行い、目標耐用年数の約80年で建物の建替えを行うこととしている。

別添3 仮設校舎の必要諸室等

種類		室数
普通教室	普通教室（各学年2教室）	12
	特別支援教室	3
特別教室	音楽室	1
	家庭科室（調理室としての機能も兼ねる）	1
	図書室	1
	理科室	1
	特別活動室	1
	外国語教室	1
	相談室兼カウンセラー室	1
管理室	職員室（放送設備有）	1
	校長室	1
	印刷室	1
	給湯室	1
	保健室	1
	職員更衣室	1
その他	教材室兼倉庫	1
	給食コンテナ室	1
多目的教室	多目的教室	2～3

※男女トイレを計画的に設置すること。

別添4 校内ネットワークの再整備仕様書

1 既存機器の移設（以下は国が示す GIGA スクール構想に基づき令和2年度校内 LAN 整備構築事業で整備した既存機器である）

(1) 基幹スイッチ

型式 バッファロー BS-XM3008-2X-EDU

既存台数 1台のうち必要となる台数

(2) フロアスイッチ（ハイパワーモデル）

型式 バッファロー BS-GS2016P/HP

既存台数 2台のうち必要となる台数

(3) フロアスイッチ

型式 バッファロー BS-GS2016P

既存台数 4台のうち必要となる台数

(4) 収納箱（フロアスイッチ収納）

型式 河村電器産業 HBA2-5015N

既存台数 6台のうち必要となる台数

(5) 無線アクセスポイント

型式 バッファロー WAPM-2133R

既存台数 23台のうち必要となる台数

(6) 充電保管庫（22台収納）

型式 コクヨ SPC-SD22CBT-SAW1

既存台数 1台のうち必要となる台数

(7) 充電保管庫（32台収納）

型式 コクヨ SPC-SD32CBT-SAW1

既存台数 4台のうち必要となる台数

(8) 充電保管庫（44台収納）

型式 コクヨ SPC-SD44CBT-SAW1

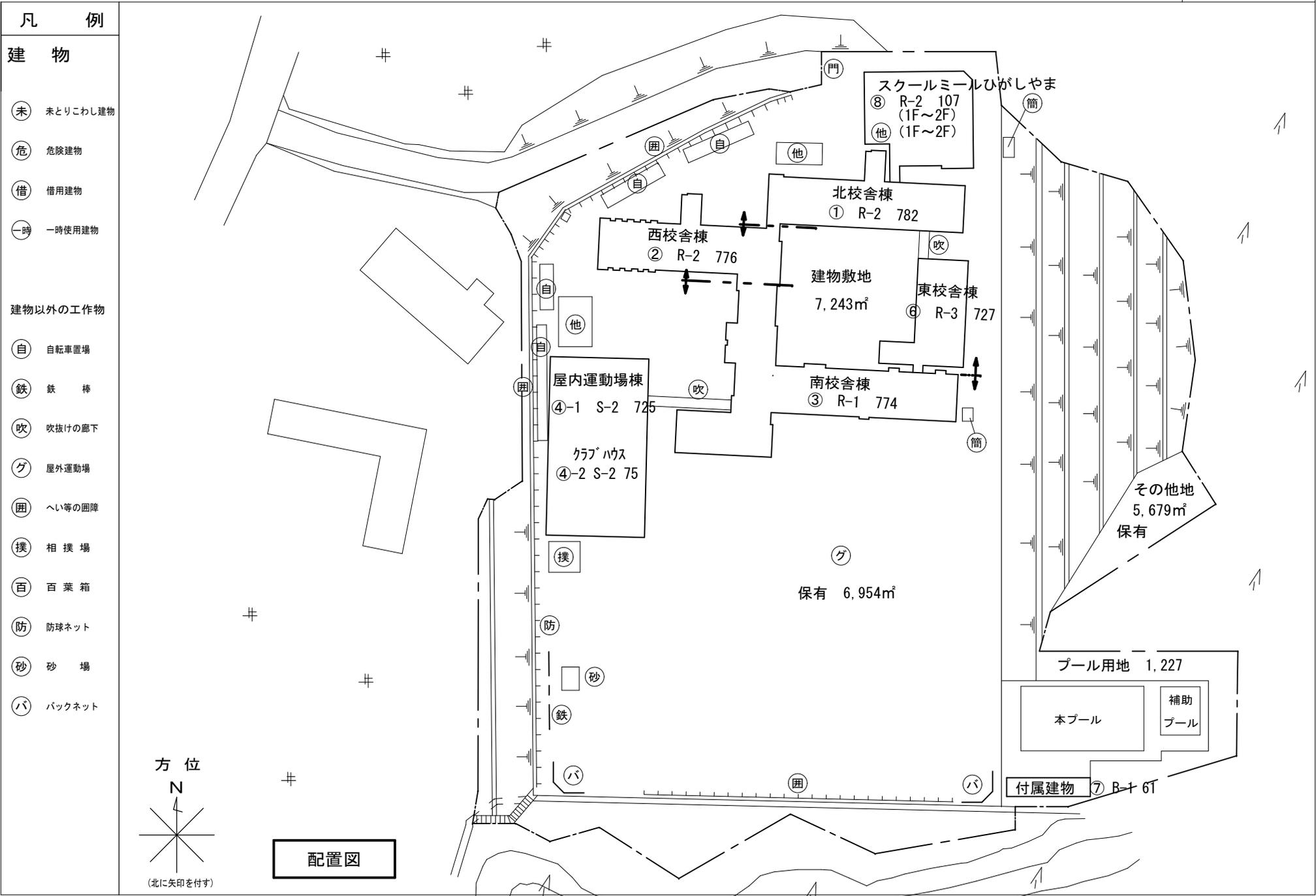
既存台数 8台のうち必要となる台数

2 LAN ケーブルの敷設

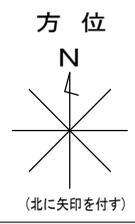
各機器間の接続にあたっては Category6A ケーブルの新規敷設によるものとする。

3 既存機器及びLANケーブルの取り扱いについて

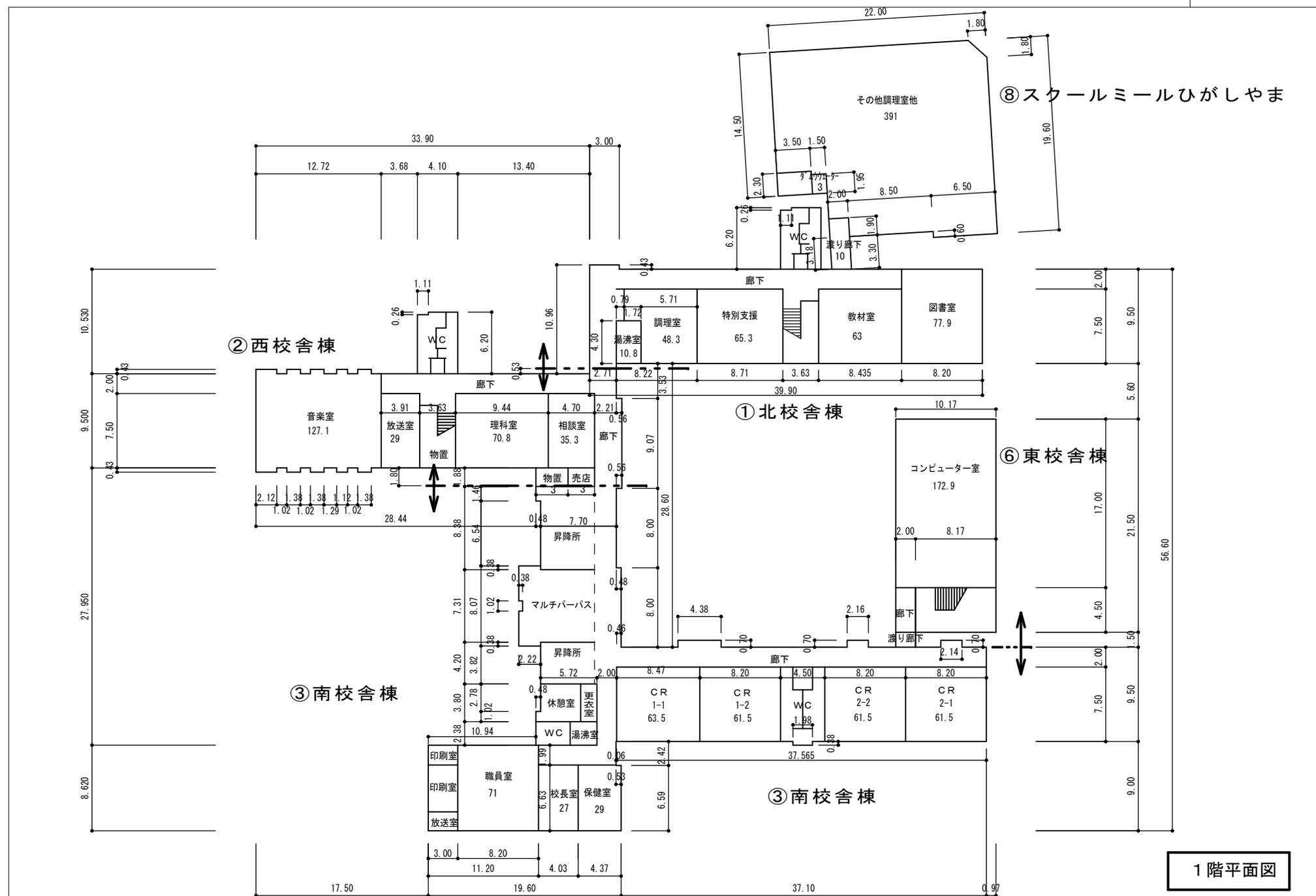
- (1) 令和2年度に整備した第1項の「既存機器」を、仮設校舎および改築後校舎においても使用することとする。
- (2) 改築前校舎にある第1項の「既存機器」を仮設校舎に移設するとともに、第2項の「LANケーブル」を新規に敷設する（仮設校舎の規模により「既存機器」をすべて移設できない場合は、余剰の「既存機器」を別に保管するものとする）。
- (3) 仮設校舎から改築後校舎への移転に伴い、仮設校舎にある第1項の「既存機器」を改築後校舎に移設するとともに、第2項の「LANケーブル」を新規に敷設する（改築後校舎の規模により第1項の「既存機器」で不足する機器が生じる場合は増設する場合がある）。
- (4) LANケーブルの敷設方法、機器の設定等については別途協議することとする。
- (5) 第1項の「既存機器」等により構成される校内ネットワークが接続するインターネット回線およびルータについては、回線事業者へ別途依頼することとする。



- 凡 例
- 建 物
- (未) 未とりこわし建物
 - (危) 危険建物
 - (借) 借用建物
 - (一) 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- (自) 自転車置場
 - (鉄) 鉄 棒
 - (吹) 吹抜けの廊下
 - (グ) 屋外運動場
 - (囲) へい等の囲障
 - (撲) 相 撲 場
 - (百) 百 葉 箱
 - (防) 防球ネット
 - (砂) 砂 場
 - (バ) バックネット

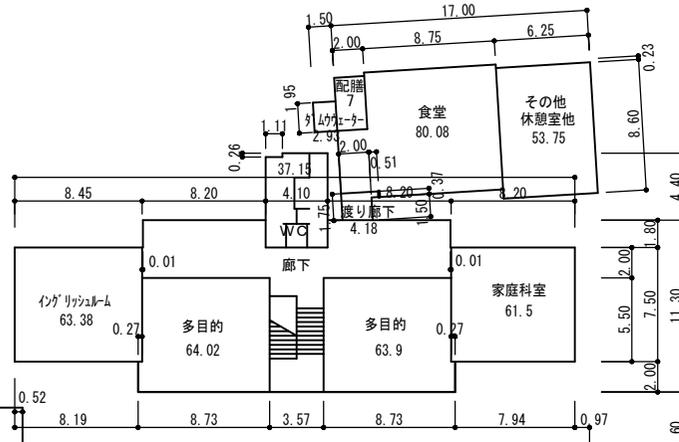


配置図

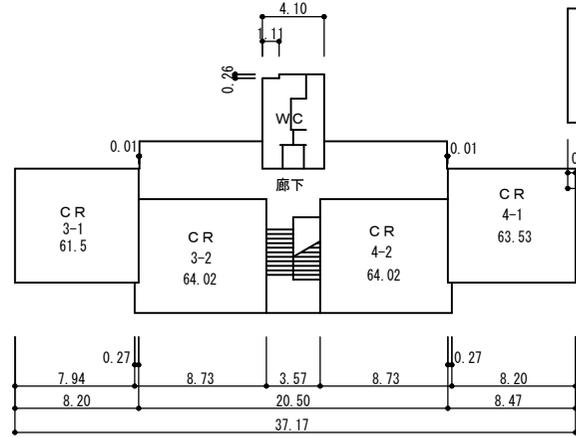


1階平面図

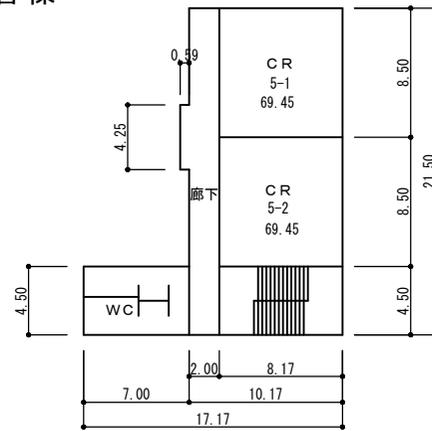
⑧管理調理棟



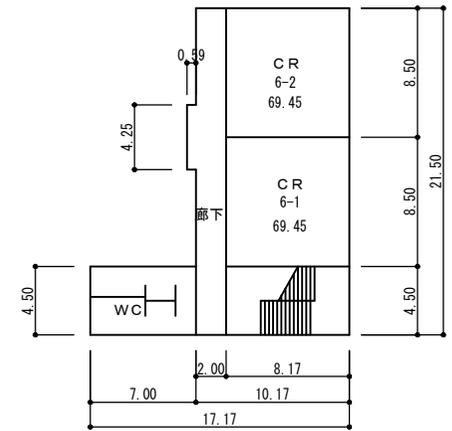
①北校舎棟



②西校舎棟



⑥東校舎棟



⑥北校舎棟

2階平面図

3階平面図